

志津川
町東浜
地域開
発事業

- 1 全般的事項
事業の実施に当たっては、工事中、供用後の各段階において海域等への影響を把握するため水質汚濁等の環境監視を実施し、必要に応じて適切な措置を講じること。
- 2 公害の防止に係るもの
 - (1) 排水処理施設出口での生物化学的酸素要求量（BOD）の予測濃度については、その算定根拠を明確にすること。
 - (2) 工事に伴う騒音、粉じん及び濁水等の発生防止に努めるとともに状況の把握を行い必要に応じて適切な措置を講じること。
- 3 自然環境の保全に係るもの
 - (1) 植物については、事業の実施中に貴重種又は良好な群落が確認された場合は、専門家の指導のもとに適切な移植等の保全対策を講じること。
 - (2) 動物については、生育環境及び習性に十分配慮した保全対策を講じること。特にオゼイトンボについては、工事の実施に伴う流路変更により生育環境が損なわれるおそれがあるので、適切な保全対策を講じること。
 - (3) 計画されている体育館、集合住宅等の建築物の形態、色彩等について十分配慮し、良好な景観の保全・形成を図ること。